

令和 7 年 7 月 22 日

文部科学省

初等中等教育局長 望月 禎 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 秋山 智弥



学校における医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着に関する要望書

令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、各自治体において医療的ケア児の受け入れ体制の一層の整備が進められています。すべての医療的ケア児が安全・安心に学校教育を受けられる機会を保障するためには、在籍する医療的ケア児に対応できる医療的ケア看護職員の配置が不可欠です。また、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成 31 年 3 月 20 日 30 文科初第 1769 号初等中等教育局長通知）においては、「域内や学校において指導的な立場となる看護師を指名」し、医療的ケア看護職員の相談対応や指導等を行うものとされています。

医療的ケア看護職員は、基本的に非常勤であり給与も必ずしも高くないことに加え、病院等と異なり、他の医療職が職場にいない等の環境での業務となるため相談対応や指導等が必要となる実態があります。しかし、処遇改善や指導的な立場となる看護師の配置が進まないことから、法律施行後も、募集しても看護職員が集まらないなど、医療的ケア看護職員の確保に課題を抱える自治体の割合が高いことが報告されています。

つきましては、医療的ケア児が安全・安心に学校生活を送ることができるための医療的ケア看護職員を確保し、定着を図る方策として、下記 2 点について、強く要望します。

要 望 事 項

1. 医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着
2. 医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

1. 医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着

- 各自治体が、医療的ケア看護職員の賃金引上げ等の処遇改善を行うための財政措置（国庫補助）を講じられたい。

2. 医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

- 各学校に配置される医療的ケア看護職員の状況や課題・疑問を細やかに把握し、医療的ケア看護職員に対する相談支援、指導・助言を行うことのできる看護職員を配置する体制を整備されたい。

医療的ケア看護職員の処遇改善と確保定着

自治体は医療的ケア看護職員の確保定着に苦慮【複数回答】

募集しても看護師等
が集まらない

離職等で看護師等の
雇用を長く継続できない

全 体 (n=410)	69.3%	22.7%
都道府県 (n=39)	71.8%	38.5%
市区町村 (n=371)	69.0%	21.0%
政令指定都市 (n=15)	93.3%	53.3%
中核市 (n=46)	73.9%	26.1%
それ以外の市区町村 (n=310)	67.1%	18.7%

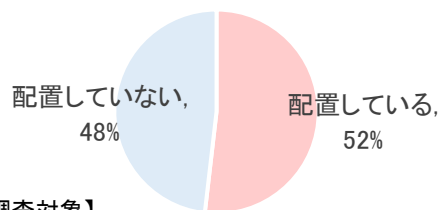
1)より日本看護協会が作成

医療的ケア看護職員の確保には処遇改善が必要

- 令和6年度文部科学省委託 学校における医療的ケア実施体制の拡充事業(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究)事業報告書によると、「**時間当たりの積算単価が高いほど医療的ケア看護職員が充足している自治体の割合が多く、時間当たりの積算単価が低いほど医療的ケア看護職員が不足している自治体の割合が多い**」²⁾との報告がある

医療的ケア看護職員へ相談対応・指導を行うことができる看護職員の 都道府県・政令指定都市教育委員会への配置

自治体における指導的な立場の 看護職員の配置は進んでいない



【調査対象】
54自治体 (39都道府県 + 15政令指定都市)

1)より日本看護協会が作成

指導的な立場の看護職員の役割

- 医療的ケア児在籍校を定期巡回し、医療的ケア看護職員に対し適宜コメント・助言を行いながら、疑問・課題の解消や、安心の確保につなげている。
- ヒヤリ・ハット事例を集約・共有し、再発防止につなげている。
- 市町村の小・中学校で勤務する医療的ケア看護職員に対するサポート体制として、訪問や電話・メール等で相談支援を行い、定期巡回を行っている。

2)より日本看護協会が作成

1)学校における医療的ケア実施体制拡充事業(安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進に関する調査分析事業).令和6年3月.PwCコンサルティング合同会社.(令和5年度文部科学省委託).
2)学校における医療的ケア実施体制の拡充事業(医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究).令和7年3月.PwCコンサルティング合同会社.(令和6年度文部科学省委託)